

大津市地域公共交通活性化協議会設置要領

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、本市の持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進することを目的として、地域公共交通計画の策定等に関する協議及びその実施に係る連絡調整を行うため、大津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所を滋賀県大津市御陵町3番1号に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事。
- (4) その他公共交通に関して必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、主管の副市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民又は市内の公共交通の利用者
 - (3) 商工関係団体の代表者
 - (4) 関係する公共交通事業者又は公共交通関係団体の代表者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 市職員

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。
- 4 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、資料を提出させ、又は会議に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(特別議決事項)

第6条 次に掲げる事項は、前条第3項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

- (1) 協議会設置要領の変更（軽易なものを除く）
- (2) 協議会の解散
- (3) 委員の除名

(協議結果の尊重義務)

第7条 法第6条第5項の規定により、協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会の業務を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。
 - (1) 協議会に付すべき事項に関する事。
 - (2) 協議会で議決した事項の執行に関する事。
 - (3) 本市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、活性化及び運賃・料金等に関する事。
 - (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事。
 - (5) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。
- 3 幹事会は、幹事長、幹事及び第10条第3項の事務局長をもって組織する。
- 4 幹事長は、幹事の互選により定める。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 6 幹事は、第4条第6項の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
- 7 事務局長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。
- 8 第5条の規定は、幹事会に準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(滋賀県地方バス対策地域連絡協議会との関係)

第9条 幹事会は、滋賀県地方バス対策地域連絡協議会設置要綱第6条第1項に規定する市町村協議会として、その事務を所掌するものとする。

2 前項の事務について協議した結果は、滋賀県地方バス対策地域連絡協議会へ報告するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、大津市建設部地域交通政策課（以下「地域交通政策課」という。）に置く。

3 事務局は、事務局長及び事務局員で組織する。

4 事務局長は、地域交通政策課長をもって充て、事務局員は、事務局長が地域交通政策課の職員から任命する。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第12条 協議会の資金は、次に掲げるものとする。

(1) 大津市からの負担金

(2) 国からの補助金

(3) その他の収入

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものが、これを決算する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【附 則】

1 この要領は、平成20年3月24日から施行する。

2 協議会の設立初年度の会計年度については、第11条の規定にかかわらず、この要領の施行の日から平成21年3月31日までとする。

【附 則】

この要領は、平成20年7月3日から施行する。

【附 則】

この要領は、平成21年2月20日から施行する。

【附 則】

この要領は、平成21年5月28日から施行する。

【附 則】

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

【附 則】

この要領は、平成28年6月6日から施行する。

【附 則】

この要領は、平成29年7月11日から施行する。

【附 則】

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

【附 則】

この要領は、令和2年11月27日から施行する。